

公的研究費の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人レーザー技術総合研究所（以下「法人」という。）における公的研究費の取扱いに関して必要な事項を定め、不正使用の防止とその適正な管理について定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において「公的研究費」とは、法人で扱うすべての研究経費をいう。
- この規程において「職員等」とは、役員、職員、その他の法人の公的研究費の運営及び管理に関するすべての者をいう。
 - この規程において「競争的資金」とは、公的研究費のうち法人の外部機関（以下「事業実施者」という。）から採択を受けた研究課題に対して、事業実施者より法人の職員に交付される補助金、助成金並びに事業実施者と法人との委託契約に基づく委託金をいう。
 - この規程において「不正使用」とは、架空請求に係る業者への預け金、実態を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって法人の規程及び法令等に違反した公的研究費の使用、競争的資金の他の用途への使用又は競争的資金の交付決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。
 - この規程において「科研費」とは、競争的資金のうち、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会が実施する科学研究費助成事業における科学研究費補助金ならびに学術研究助成基金助成金をいう。

(責任体制)

- 第3条 公的研究費の適正な管理のため、法人に最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者を置く。
- 最高管理責任者は、法人全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとし、理事長がその任に当たる。
 - 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理の実務について責任と権限を持つものとして、副理事長又は常務理事（総務担当）がその任に当たる。
 - コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つものとして、各部署の長がその任に当たる。

- 5 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐し、同責任者へ公的研究費の管理情報等を着実に伝達する責任と権限を持つものとし、総務担当マネージャーがその任に当たる。

(適正な運営・管理)

第4条 職員等は、経理規程その他の法人の規程及び関係法令等を遵守しなければならない。

- 2 出張は、旅費規程の定めにより行う。
- 3 コンプライアンス推進責任者及び副責任者は、随時公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認められる場合は、職員等に対し、当該理由を確認し、必要に応じて改善を指導しなければならない。

(競争的資金等の管理)

第5条 法人は、競争的資金等の執行並びに管理のため、必要に応じて理事長等の名義により口座を開設する。

- 2 競争的資金における間接経費は、職員がその交付を受けた後、速やかに法人に譲渡するものとする。
- 3 競争的資金等を管理している銀行口座で生じた預金利息については、これを競争的資金における間接経費に繰り入れて使用することができる。
- 4 科研費に携わる職員等は、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める補助金に関する各種の規程等を遵守しなければならない。

(誓約書の提出)

第6条 競争的資金を交付された職員等は、適正に使用する旨を記載した法人の誓約書を最高管理責任者へ提出しなければならない。

(不正防止計画推進部署)

第7条 全体の観点から不正を防止するため、総務部に不正防止計画推進部署を置き、職員等の意識向上を目的とした研修や不正防止計画の策定を行う。

(競争的資金等にかかる内部監査)

第8条 競争的資金等の適正な管理のため、総務部に内部監査部署を置き、モニタリング、内部監査及び特別監査を実施する。

2 モニタリングについては支出状況の定期的な確認など、適正管理に向けた取組みを実施する。

3 科研費の内部監査又は特別監査の実施及びその回数等については、文部科学省研究振興局及び独立行政法人日本学術振興会など科研費を所管する機関の指導があればそれに従うものとし、その他の場合には最高管理責任者が必要な事項を定める。

4 内部監査は、不正防止計画推進部署と連携して実施する。

(相談窓口)

第9条 公的研究費に係る内規及び事務処理手続等のルールに関する相談窓口は、総務部とする。

2 相談窓口は職員等以外からの相談にも対応する。

(通報窓口)

第10条 公的研究費の不正使用又は不正使用の疑いに関する通報、告発(以下、「告発等」という。)の窓口は、総務部とし、これを公益通報窓口とする。

2 公益通報窓口は職員等以外からの告発等にも対応する

3 公益通報窓口に、告発等があったときは、速やかに統括管理責任者を通じて最高管理責任者に報告する。

(調査等)

第11条 告発等の取扱い及び調査等については、「公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱要綱」に基づいて行うものとする。

2 不正があると認定されたときは、最高管理責任者は是正措置及び再発防止措置を講ずるものとする。

(結果の公表)

第12条 調査の結果、不正を認定したときは、合理的な理由のため非公表とする必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表するものとする。

(不正に対する処分)

第13条 不正を認定したときは、就業規則に基づき、不正を行った者又はその管理監督に適正を欠いた者に対して、処分を行うものとする。

2 不正使用の内容が私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて刑事告発や 民事訴訟などの法的措置をとることができる。

3 不正に関与した業者に対しては、取引停止等の措置を講ずるものとする。また、不正の内容が悪質性が高い場合は、必要に応じて刑事告発や 民事訴訟などの法的措置をとることができる。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この内規は、平成28年2月10日から施行する。

附 則

この内規は第16回理事会で規程となり、平成28年3月9日から施行する。